資料２－３

運営に関する基準

1　福祉用具販売計画の作成

事例

- ✓　サービス提供にあたり、特定福祉用具販売計画を作成していない。

指導・ポイント

- ➢　特定福祉用具販売を行う際には、特定福祉用具販売計画を作成し、計画の内容について利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。

基準

【居宅基準省令第 214 条の２第１項、第３項】

第 214 条の２　(前略)福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。

３　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得なければならない。